

令和7年第2回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件 名	頁
2号	水道事業の更新・耐震化に関する国の支援拡充を求める意見書	1
3号	地方財政の充実・強化を求める意見書	3
4号	米の安定供給と食糧支援を求める意見書	6

議員提出議案 第2号

水道事業の更新・耐震化に関する国の支援拡充を求める意見書

提出先

衆議院議長
内閣総理大臣
財務大臣

参議院議長
総務大臣
国土交通大臣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月27日提出

提出者	都城市議会議員	川内 賢幸
賛成者	〃	徳留 八郎
賛成者	〃	楠見 千穂子
賛成者	〃	筒井 紀夫
賛成者	〃	長友 潤治
賛成者	〃	音堅 良一
賛成者	〃	森 りえ

都城市議会議長 神脇 清照 様

水道事業の更新・耐震化に関する国の支援拡充を求める意見書

水道水は住民生活の根幹に位置する非常に重要なライフラインです。住民一人一人が、不安なく安定的に水道水を利用する環境を整えることは、自治体の安寧にもつながるため非常に重要であると考えます。

本市でも公営企業法に基づき、独立採算の観点から努力を重ね、人口減少対策にも取り組むなど、辛うじて水道事業を維持しているのが現状です。

しかしながら、対策を上回る人口減少や節水思考の高まりにより、給水収益を向上させていくことは極めて困難な状況になってきています。

また、今後30年以内に発生すると言われている南海トラフ地震などに対処するため、施設の耐震化等が喫緊の課題として重くのしかかっている状況です。

国は、2028年度までに水道の耐震化率を60%にする目標を掲げていますが、水道事業の多くは公営企業法にのっとり運用され、独立採算の原則が適用されています。

水道施設はその多くが高度経済成長期に整備されており、老朽化が進み、修繕・更新の必要な施設が急増しつつある現状に鑑みると、料金収入や既存の補助金等の枠組みだけでは、耐震化を含め、増加する事業量に対応できないことは明白であり、独立採算制を原則とする地方公営企業においては、いかにして財源を捻出するかその根幹を搖るがしかねない大きな課題を含んでいます。

各自治体、水道料金の値上げに舵を切っているものの、自治体による水道事業は、その形態は様々であり水道料金を値上げしてもなお、料金回収率100%を維持し続けるのは困難であり、それに加え今日の物価高騰が住民生活に大きく影を落としている状況です。

こうした課題を解決し、水道事業の安定的な経営を実現するためには、さらなる補助制度や起債制度をはじめとする国の財政支援が不可欠です。

よって、国においては水道事業の安定的かつ健全な経営を実現するため、次の事項を実施するよう強く要望いたします。

1 水道施設の耐震化及び老朽化対策を円滑に進めるため、補助要件である料金回収率の緩和を行うこと。

2 水道事業の健全経営に資するため、施設の更新や耐震化に関する地方公営企業繰出金の繰出基準の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月27日

都城市議会

議員提出議案 第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書

提出先

衆議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）
参議院議長
総務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月27日提出

提出者	都城市議会議員	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>榎木 智幸</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>たかだ みか</u>
賛成者	〃	<u>森重 辰海</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026 年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保から積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分支える財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性のは正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府として減税対策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保証するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

- 6 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX に伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 7 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 27 日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第4号

米の安定供給と食糧支援を求める意見書

提出先

衆議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

参議院議長
財務大臣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月27日提出

提出者	都城市議会議員	<u>畠中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>羽田野 徳寿</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

米の安定供給と食糧支援を求める意見書

世界的な食料の需給ひっ迫と円安などにより食料品の値上げが相次ぐなか、米不足と米価の値上がりが生活苦に追い打ちをかけています。

主食の米が不足することがないよう対策を取り、消費者は「安心して食べ続けられる」、生産者は「安心して作り続けられる」食糧政策の実現が求められています。

この間、政府は米の需要が毎年10万トン減ることを前提に米生産者に減産を要求してきました。1990年代に60キログラム当たり2万円を超えていた生産者米価は、現在3分の1以下の採算割れに追い込まれています。そのため、多くの国で行われている価格保障、所得補償によって農家の収入を支える政策が求められています。

つきましては、生産者、消費者双方を守るため、下記事項を実現されますよう要望します。

記

- 1 米の作付面積を拡大し、米の増産により不測の事態に備えた十分な備蓄米を確保すること。
- 2 農家が安心して米を生産し続けられるよう国民に安定供給できる政策に転換すること。
- 3 社会福祉協議会やフードバンク、子ども食堂などに行っている政府備蓄米の無償提供を引き続き行い、多子世帯まで拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月27日

都城市議会